

自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨の被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2025年8月15日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します（国土交通省九州運輸局 ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

【1. 伸長対象の地域】

<第1群>

【鹿児島県】

鹿児島市、いちき串木野市、日置市

※継続検査を受けることが困難なものに限ります。

【宮崎県】

都城市

<第2群>

【福岡県】

宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡新宮町、北九州市門司区、北九州市小倉北区、北九州市小倉南区、北九州市若松区、北九州市八幡東区、北九州市八幡西区、北九州市戸畑区、遠賀郡岡垣町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町

※避難指示が発令されている地域に限ります。（土砂災害（特別）警戒区域等）

<第3群>

【鹿児島県】

薩摩川内市、曾於市、霧島市、始良市

<第4群>

【熊本県】

熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町

【2. 対象の契約】

◆検査対象車

伸長対象地域	対象契約
第1群	自動車検査証の有効期間の満了が2025年8月8日から2025年8月11日までの自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2025年8月9日から2025年8月12日までの保険契約</u>
第2群	自動車検査証の有効期間の満了が2025年8月10日から2025年8月12日までの自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2025年8月11日から2025年8月13日までの保険契約</u>
第3群	自動車検査証の有効期間の満了が2025年8月8日から2025年9月9日までの自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2025年8月9日から2025年9月10日までの保険契約</u>
第4群	自動車検査証の有効期間の満了が2025年8月10日から2025年9月9日までの自動車に付保された契約のうち、 <u>保険期間の終期が2025年8月11日から2025年9月10日までの保険契約</u>

◆検査対象外車

伸長対象地域	対象契約
第1群	保険期間の終期が2025年8月8日から2025年8月12日までの保険契約
第2群	保険期間の終期が2025年8月10日から2025年8月13日までの保険契約
第3群	保険期間の終期が2025年8月8日から2025年9月10日までの保険契約
第4群	保険期間の終期が2025年8月10日から2025年9月10日までの保険契約

【3. 特別措置の内容】

手続猶予の期限は、第1群が2025年8月12日まで、第2群が2025年8月13日まで、第3群・第4群が2025年9月10日までとなります。

	対象	使用の本拠地	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予
検査対象車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	伸長対象地域内	有	○	○ (2025年10月31日まで)
	○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	伸長対象地域外	無	×	○ (2025年10月31日まで)
	上記以外	伸長対象地域内	有	○	○ (2025年10月31日まで)
		伸長対象地域外	無	×	×
検査対象外車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	—	—	○	○ (2025年10月31日まで)
	○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	—	—	×	×

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。

以上